

福島県内のウリ同胞のみなさんに新年のあいさつをおくります

抱負と希望を抱いて新しい年を迎えた同胞の皆さんに、新年のあいさつを送ります。

去る2020年は、100年来の新型コロナウイルスの拡散により全世界が大災害に巻き込まれる中、私たちの活動や生活にも大きな影響を与えました。こうした中私たちは同胞の皆さんの力を結集し、備蓄してあったマスクをいち早く配り、経済団体が率先して同胞企業に積極的にアドバイスを行ってきました。

また、総聯分会代表者大会を目指して行われた5か月集中運動の期間、郡山分会、平分会では総会を行い新たな分会長と分会委員を選出しました。チョチョンは接触を避けるためにオンラインでのウリマル教室を企画し、広範囲に同胞が点在する福島県での活動に新たなモデルを作りだしました。青商会はコロナ禍の厳しい状況下でも例年通りチャリティーゴルフコンペを開催し、ハッキョを力強く支援しています。ニョメンは感染対策を講じながら就学前児童とオンマたちの学習と交流会を定期的に行うと共に、各地域ごとに文化教室を催し同胞たちの絆を深めていきました。その結果ニョメン郡山分会は分会代表者大会で「部門別模範分会」の表彰を受けました。

このように厳しい状況下でも様々な成果をもたらしたのは同胞たちの愛族愛国の気持ちがあったからこそです。

今年総聯は、活動の直接的な実行単位である支部・分会を重視し同胞奉仕活動を一貫して行い、ウリトンネを相互扶助の美風があふれる温かい同胞社会につくりあげていきたいと考えています。

同胞のみなさんは、拡大の様相をみせる新型コロナウイルス感染により家庭に被害がもたらされないよう、万全に万全を期することを切にお願いします。

私は新年に際し、すべての同胞たちが健康で家庭が穏やかであることを心より願い、みなさんの活動においてより大きな成果があることを心より祈念します。

2021年1月

総聯福島県本部 常任委員会 委員長 張 泰 昊

飲食店を経営する同胞の方々へ
福島県が営業時間短縮を要請 要請に応じた事業者には協力金

福島県は12日、独自の緊急対策として新型コロナ特別措置法に基づき全県民に対し、不要不急の外出自粛を求めると決めました。期間は1月13日から2月7日まで。さらに県内全域を対象に酒類を提供する飲食店に午後8時までの営業時間短縮を要請し、要請に応じた事業者には協力金を交付すると発表しました。

対象施設：食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた以下の施設

- ・接待を伴う飲食店(風営法第2条第1項第1号に該当する店舗)
- ・酒類を提供する飲食店(焼肉店、居酒屋など カラオケ店も含む)

ただし、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイートインスペースを除く

対象期間：1月15日～2月7日

※1月13日(水)又は14(木)から営業時間の短縮を実施した場合には、交付対象期間に含めます。

交付額：1店舗当たり最大104万円(時短営業した日数×4万円)

詳細は県商工会までお問い合わせください。TEL024-922-2542